

☆確定申告に関する
青梅税務署からのお知らせ

◆平成 27 年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2 月 16 日(火)～3 月 15 日(火)までです。ただし、還付申告書は 2 月 15 日(月)以前でも提出できます。

なお、青梅税務署では、2 月 8 日(月)～3 月 31 日(木)の間(土・日・祝日を除く)、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の申告書作成会場を開設します。受付時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時です。※2 月・3 月は、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障害者用車両は除く)。

◆復興特別所得税の計算・記載漏れにご注意ください。個人の方は、平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税(基準所得税額の 2.1%)を所得税と併せて申告・納付することになります。

◆消費税および地方消費税の確定申告書の提出・納税は現在受付中で締め切りは 3 月 31 日(木)までです。

◆国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作

成した申告書等は印刷して書面により提出できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して提出することもできます。また、「所得税および復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得、IC カードリーダーライタの購入など事前準備が必要です。

◆平成 26 年分の確定申告において、e-Tax を利用して提出、または印刷して書面により提出した方は、平成 27 年分の確定申告書等が送付されません。

◆財産債務調書および国外財産調書の提出について、所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、平成 27 年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が 2 千万円を超え、かつ平成 27 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産または、その価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」を 3 月 15 日(火)までに提出をお願いします。

また、平成 27 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5 千万円を超える国外財産を有する方は、3 月 15 日(火)までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

◆社会保障・税番号制度の導入について、社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導入により、所得税等や個人事業者の消費税については平成 28 年分の申告書から、申請書・届出書については平成 28 年 1 月 1 日以降に提出するものから、マイナンバーを記載していただくこととなります。国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)内の「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」をご覧ください。

【問合せ】青梅税務署総務課 ☎ 0428・22・3185、東京税理士会青梅支部 ☎ 0428・23・2331

ご存じですか?
高齢者の「障害者控除」

身体障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、65 歳以上で寝たきりなど一定の要件に該当する方には、障害者控除対象者認定書を発行します。

所得税や住民税の申告の際に添付することで、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けられます。

【申込み】印鑑を持参して市役所 1 階 9 番介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751 へ。

医療費控除(介護保険サービス)について

▼介護保険サービス利用料は確定申告で医療費控除の対象となる場合があります。

〈表 1〉は居宅サービスを利用した場合、〈表 2〉は施設サービスを利用した場合です。

▼介護保険料は社会保険料控除の対象になります

特別徴収の方は、日本年金機構からの公的年金等の源泉徴収票を確認してください。普通徴収の方や、額が不明な場合は市役所 1 階 9 番介護福祉課介護保険係の窓口へ身分証明書等をご持参のうえ、お問い合わせください(電話でのお問合せには個人情報保護の観点からお答えできません)。

▼寝たきりの方のおむつ代の医療費控除について

傷病によりおおむね 6 か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。医療費控除を受けるためには、その方の治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書を、確定申告書に添付するか、提示することが必要です。

医療費控除を受けるのが 2 年目以降である場合、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市が確認した書類またはその主治医意見書の写しの添付または提示でも差し支えありません。

【問合せ】〈医療費控除について〉青梅税務署 ☎ 0428・22・3185 〈介護保険について〉介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

〈表 1〉医療費控除の対象(または対象外)となる介護保険制度下での居宅サービス等について

	居宅サービス等の種類
医療費控除の対象となる居宅サービス	○訪問看護○介護予防訪問看護○訪問リハビリテーション○介護予防訪問リハビリテーション○居宅療養管理指導(医師等による管理・指導)○介護予防居宅療養管理指導○通所リハビリテーション(医療機関でのデイサービス)○介護予防通所リハビリテーション○短期入所療養介護(ショートステイ)○介護予防短期入所療養介護○定期巡回・随時対応型訪問介護看護※一体型事業所で訪問看護を利用するのみに限ります。○複合型サービス※前記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限ります。
上記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるもの	○訪問介護(ホームヘルプサービス)※生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除く○夜間対応型訪問介護○介護予防訪問介護○訪問入浴介護○介護予防訪問入浴介護○通所介護(デイサービス)○認知症対応型通所介護○小規模多機能型居宅介護○介護予防通所介護○介護予防認知症対応型通所介護○介護予防小規模多機能型居宅介護○短期入所生活介護(ショートステイ)○介護予防短期入所生活介護○定期巡回・随時対応型訪問介護看護※一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。○複合型サービス※前記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限ります。
医療費控除の対象外となる介護保険の居宅サービス等	○訪問介護(生活援助中心型)○認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)○介護予防認知症対応型共同生活介護○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)○地域密着型特定施設入居者生活介護○介護予防特定施設入居者生活介護○福祉用具貸与○介護予防福祉用具貸与○複合型サービス(生活援助中心型の訪問介護の部分)

〈注〉①指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる医療費の金額が記載されます。②高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することになります。

〈表 2〉医療費控除の対象となる介護保険制度下での施設サービスについて

施設名	医療費控除の対象	医療費控除の対象外
指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の 2 分の 1 に相当する金額	日常生活費 特別なサービス費用
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設(療養型病床群等)	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額	

〈注〉①指定介護老人福祉施設等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されます。②高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることになります。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、2 分の 1 に相当する金額を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることになります。